

お出かけアラート DX 利用規約

第 1 条（総則）

株式会社マモエル（以下、「マモエル」といいます。）は、マモエルがアラート発信機とお出かけ端末がセットになった製品のお出かけアラート DX を賃貸した株式会社ウェルファンが、お出かけアラート DX を福祉用具貸与事業を営む各事業所に転貸し、当該事業所（以下、「事業所」といいます。）がお出かけアラート DX をご利用者様に更に転貸することを前提に、当該ご利用者様（以下、「利用者」といいます。）に対し、お出かけアラート DX により提供される“介護保険レンタル対象の認知症老人徘徊感知機器としての機能及び、介護保険対象外の専用 SIM を活用による GPS 通信を通じた位置情報機能”による見守り支援サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの提供は、マモエルが株式会社ウェルファンとの合意に基づき、事業所が利用者に対するサービス提供義務に係るサービスを提供するものとなります。

第 2 条（本規約の承諾）

利用者は、本規約の各条項すべてを承諾する場合に限り、本サービスをご利用いただけます。

第 3 条（利用者承諾）

利用者は、以下の事項について、お出かけアラート DX による本サービスの利用申込前に確認し、承諾します。

- GPS 通信を通じたお出かけ端末の位置情報機能について、GPS 通信を可能とする専用 SIM は利用者とマモエルによる契約として成立し、お出かけアラート DX 専用申込書（兼 解約申込書）（以下、「専用申込書」といいます。）のご利用者様欄の記入内容が当該契約情報として適用されます。なお、関連法令に基づき、本人確認書類等の追加提出をお願いする場合があります。
- マモエルが動作確認等の目的で GPS 通信を通じた位置情報を利用することにより、利用者の位置情報を収集、保持、処理又は使用する場合があります、利用者のご家族又は法的機関等から請求があった場合に、当該者が利用者の位置情報を収集、保持、処理又は使用することがあります。加えて、専用 SIM はお出かけ端末に挿入するものですが、利用者による脱着は禁止しております。その他、マモエルの GPS に関連した規約は、マモエルホームページ（<https://mamo-l.jp/terms.html>）でご確認いただけます。

第 4 条（本サービスの内容）

- お出かけアラート DX により提供される本サービスは、認知症老人徘徊感知機器としての機能はアラート発信機とお出かけ端末で完結され、専用 SIM をお出かけ端末に挿入して行われる GPS 通信を通じた位置情報等は専用ホームページ（<https://welfare.mamo-l.jp>）を通じてご確認いただけます。
 - 認知症老人徘徊感知機器としての機能
アラート発信機が概ね 30 秒間隔でお出かけ端末を探索し、アラート発信機とお出かけ端末が概ね 3 m 離れたら、アラート発信機からアラート音が鳴ることで徘徊初動をお知らせします。なお、設置環境により距離は多少前後します。
 - GPS 通信を通じたお出かけ端末（便宜上、「お出かけ端末(GPS)」）の位置情報機能
お出かけ端末の位置情報等は、パソコン・スマートフォン・タブレット上でウェブブラウザから専用ホームページ（<https://welfare.mamo-l.jp>）にアクセスすることで利用でき、主な機能は以下の通りです。
 - お出かけ端末(GPS)の現在位置・移動履歴（直近 100 件分・確認期間の選択）・電池残量の確認
 - お出かけ端末(GPS)の位置情報取得間隔と専用ホームページの表示更新間隔の設定
 - 利用者情報（アカウント）の登録・編集及び追加通知用メールアドレスの設定
 - メール通知機能として、お出かけ端末(GPS)の SOS ボタン・L/R ボタンによる利用者自身からの通知発信及びお出かけ端末(GPS)の電池残量通知
 - お出かけ端末(GPS)の専用ホームページ上の表示アイコン等の編集
- 本サービス利用は、アラート発信機及びお出かけ端末の電源が入っていることが必要です。なお、アラート発信機の電源オンでお出かけ端末の電源オフの場合、お出かけ端末を検知できないためアラート音が鳴ります。また、GPS 衛星や基地局等からの電波受信環境が悪い場合は、位置情報の測位精度は低くなります。

第 5 条（利用者の義務）

- 利用者は、お出かけアラート DX の利用マニュアル記載の使用方法及び関連規約を遵守します。
- 利用者は、アラート発信機及びお出かけ端末の加工・改造等の一切を行うことはできません。万が一を行った場合は、利用者はその現状回復等に必要な費用一切を負担するものとし、同行為に起因した事故においてマモエルは一切の責任を負いません。
- 利用者は、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできず、お出かけ端末を第三者に占有させることもできません。
- 利用者は、自身の転居、施設入所、入院、要介護区分の変更や死亡など、お出かけアラート DX の利用状況に変更があった場合は、速やかに事業所を通じてマモエルに通知する手続きを行う必要があります。

第 6 条（お出かけアラート DX 機器の紛失・盗難、毀損・水没時の対応）

- お出かけアラート DX のアラート発信機又はお出かけ端末に、紛失・盗難、毀損・水没が発生した場合は、利用者は理由の如何に問わずマモエルに通知するものとします。
- 前項、利用者からマモエルへの通知後の対応の流れは以下の通りとし、その詳細は次項以降に規定します。
 - 利用者からマモエルに損害金又は修理費の支払い
 - マモエルから利用者に代替機器の発送
 - 利用者からマモエルに紛失・盗難、毀損・水没した対象機器の返却
- A) 前項①の損害金又は修理費は以下の通りとなります。

対象機器	紛失・盗難時の損害金	毀損・水没時の修理費
アラート発信機	1 台あたり一律 65,000 円（非課税）	修理に要した費用（ただし、上限は税抜 65,000 円）
お出かけ端末	1 台あたり一律 33,000 円（非課税）	修理に要した費用（ただし、上限は税抜 33,000 円）

B) 前項②の代替機器の発送は、損害金又は修理費の支払いが条件となります。

C) 前項③の対象機器の返却は、代替機器が到着した日から 14 日以内に送料利用者負担でマモエルに送付するものとし、期限内に送付されない場合は、対象機器の紛失・盗難時の損害金と同額をお支払いいただきます。

第 7 条（守秘義務及び個人情報利用の同意）

- マモエル（本サービスに関与する社員等を含む）は、本サービス提供上で知り得た利用者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはなく、利用者との本契約終了後も同様とします。
- 前項の規定に関わらず、次の各号の目的に限り、利用者の個人情報を利用することに利用者は同意します。

- マモエルによる本サービスの円滑な提供を目的として、本サービスに係る会議資料としての利用、本サービスの請求業務上の利用、事業所等の管理運営業務上の利用及び、マモエルの責による適正管理を条件に一部業務（システムの開発保守業務・CRM 業務・発送業務等）を外部委託する場合の利用
- 利用者からの要請による、適正な居宅サービスのための他事業者・事業所との連携会議又は照会回答としての利用、福祉用具貸与又は住宅改修工事のための委託業者との連携時の利用及び、その他サービスを提供するための利用
- 利用者のご家族、成年後見人、任意後見人、その他法定代理人及び任意代理人に必要な連絡としての利用及び、緊急を要する事態を発見した場合の医師や警察等への連絡としての利用
- 保険会社等への損害賠償保険などの相談又は届出等による利用
- マモエルからのサービス向上を目的とした第三者評価機関による審査での利用及びアンケートとしての利用又は、地域包括ケアや介護保険制度等の向上に資する情報提供としての利用
- 行政機関等からの要求により法令上応じることが義務付けられている事項での利用及び、個人が特定されない態様で作成する公的統計資料又は学術資料としての利用

第 8 条（解約）

- 利用者が解約希望の場合は、事業所を通じて専用申込書の解約申込日及び解約日を記載の上、マモエルに通知するものとします。
- お出かけアラート DX 機器の返却は、事業所を通じてマモエル着払いにて返却するものとします。

第 9 条（契約の解除）

- 利用者は、マモエルが以下の事由に該当する場合は、直ちに本契約を解除することができます。
 - マモエルが正当な事由なく本サービスを提供しなかった場合
 - マモエルが第 7 条に違反した場合
 - マモエルが利用者の身体・財産等を傷つける行為や著しい不信行為等、本契約を継続しがたい重大事象が認められる場合
 - マモエルが反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力との密接な関係が判明した場合
- マモエルは、利用者が以下の事由に該当する場合は、直ちに本契約を解除することができます。
 - 本サービス費用の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、マモエルの相当期間を定めた催告に関わらず未払いが解消されない場合
 - 利用者が本契約に違反又は著しい不信行為等、本契約を継続しがたい重大事象が認められる場合
 - 利用者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力との密接な関係が判明した場合
 - 本サービス利用が犯罪目的に利用された場合、又は犯罪目的に利用されようとした場合
 - 利用者又は緊急連絡先登録者等が実在しない場合、又は申込登録の内容が虚偽と判明した場合

第 10 条（賠償責任）

- マモエルは、本サービスの提供において、マモエルの責に帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、適正な賠償責任を誠実に履行します。ただし、以下の事由に該当する場合を除きます。
 - 利用者が本契約に規定されている利用者義務の不履行により発生又は拡大した損害
 - マモエルが無償で提供した本契約に定められていない事項に関して生じた損害
 - 天災等の不可抗力等、マモエルの責によらない事由により発生又は拡大した損害
 - お出かけ端末の OEM 製造元、専用 SIM 提供元又はインターネットサービスプロバイダ等の通信設備の故障や保守により、インターネット回線の不通や混雑により発生又は拡大した損害
 - 本サービス利用が犯罪目的に利用又は利用されようとして発生又は拡大した損害
- 利用者は、利用者の責に帰すべき事由によりマモエルに損害を及ぼした場合は、適正な賠償責任を誠実に履行します。

第 11 条（免責事項）

マモエルは、お出かけアラート DX 機器の故障、お出かけ端末の充電切れ、OEM 製造元又は専用 SIM 提供元の都合による不具合、認知症老人徘徊感知機器のアラート音発信の精度、位置情報測位精度の低下並びにこれらに準じる事情によって利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第 12 条（問い合わせ対応）

マモエルは、利用者又はご家族からの相談・要望・苦情等をお客様サポートセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応します。

第 13 条（信義誠実の原則）

利用者及びマモエルは、信義誠実を持って本契約を履行します。本契約に定めのない事項は、関連法令及び通達等の規定を遵守し、双方が誠意を持った協議の上、速やかに解決を図るものとします。

第 14 条（管轄裁判所）

利用者及びマモエルは、本契約においてやむを得ず訴訟となる場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（規約の改訂）

マモエルは、利用者にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

附則

2024 年 3 月 1 日施行